普及指導委員会　レース委員会

外洋安全委員会　医事・科学委員会

総務委員会

事故報告体制構築の件

1. 体制構築趣旨
ＷＳ規程３８に定められた連盟の義務を履行するため、関係規則を改定し、加盟・特別加盟団体からの事故報告体制を構築します。また、加盟・特別加盟団に対して、事故報告から学んだ安全処置を共有することで、事故の再発を極小化します。
2. 加盟団体・特別加盟団体の報告の義務化とフィードバック
3. 原則として、ＷＳ規程３８に定めるＭＮＡが報告義務を負う事故以外についても、連盟への報告を求めることとします。報告の対象となる事故詳細は、下記３、4参照。ＷＳへの報告の要否は、常任委員会、理事会にて判断します。
4. 提出された報告事項は、関係委員会（レース委員会、普及指導委員会、外洋安全委員会、等）が実施する講習会での事例紹介、及び全加盟・特別加盟団体への文書通知等により、フィードバックを行います。
5. 報告の対象となる事故

（１）対象となる場面：大会期間中および大会期間中以外（練習や回航中を含む）に発生した事故。

（２）対象となる人および艇：

人身事故=ＪＳＡＦ会員。大会期間中は、会員以外も含めた乗員および大会運営要員。（下部団体に所属するＪＳＡＦ会員の事故を含む）

物損事故=ＪＳＡＦ登録艇および関連艇（大会運営艇、救助艇やコーチ艇など）。大会期間中は大会に参加しているＪＳＡＦ非登録艇も含む。

（３）対象となる事象：以下表の事故事象を報告対象とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 人身事故 | ａ．死亡 |
| ｂ．行方不明 |
| ｃ．後遺障害 |
| ｄ．①救急車で搬送された場合②入院した場合③手術した場合④骨折、脱臼した場合（腱・靭帯損傷を含む）⑤脳振盪⑥医療機関で対応が必要な場合（熱中症、低体温症を含む） |
| e．【外洋艇のみ】乗員が落水した場合（医療機関での処置がなされなかった場合も含む） |
| 物損事故 | 関連艇 | f．外部援助による救助がなされた場合（沈没、乗り上げ、曳航など） |
| 外洋艇 | f．外部援助による救助がなされた場合（沈没、乗り上げ、曳航など） |
| g．通常の帆走航行ができなくなった場合（ディスマスト、操舵装置の破損など） |

４．事故報告体制運用開始にあたっての個人情報取り扱い

1. 今回の事故報告体制構築は、上記2.に記載する目的を第一義としていることから、実際の事故報告における個人情報については、WS規程38に定める下記（a）(b)(c)のすべてに該当する場合を除き、事故報告を行うJSAF加盟団体に対して、個人情報の提供を求めないこととする。

（ａ）RRSを適用するイベントにおいて発生した事故

（ｂ）MNA、WS艇種別協会の管轄内で発生した事故

（ｃ）WS理事会により設定された事故報告システムで対象とする事故

1. 具体的な事故報告における個人情報の提供の要否は、下表の通りとする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 個人情報報告の要否 |
| 大会期間中 | 要 |
| 上記以外 | 否 |

上表に定める「大会」は、上記（１）(a)(b)(c)の全てに該当する場合に限る。

５．報告者および報告期限

（１）報告者：ＪＳＡＦ加盟団体および特別加盟団体

（２）報告期限：速報報告=事故発生即日。詳細報告=事故発生から20日以内。

（３）報告先：ディンギー系=普及指導委員会。外洋系=外洋安全委員会。

６．添付資料

事故報告様式（速報）：事故報告の際、本様式にて報告いただきます。

事故報告記載内容　 ：最終報告は、下記内容を満たして報告ください。書式は問いません。

以上

事故報告書（速報）

事故当日に判る範囲でご連絡ください。後日、上記内容にて、改めてご連絡ください。

原則として、次に事故が起こらないようにするために収集するものです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報告者　 | 所　属 |  |
| 氏　名 |  |
| e-Mail |  |
| 携帯電話 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事故概要　 | 日時 |  |
| 場所 | GPSなども判れば |
| 使用艇 | 関係する全艇 |
| 怪我/損傷 | 関係する全員 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事故状況　 | 事故発生の経緯(時系列) | いつ、どこで、だれが、何をしていた時に、どういう事が起きたのか？ |
| 事故後の対応 |  |

報告先

jiko\_houkoku@jsaf.or.jp

以上